

設備維持管理及び時間外警備業務委託契約にかかる公募の公示

独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター（以下「当院」という。）における設備維持管理及び時間外警備業務委託契約について、事業者を公募するので、希望者は下記のとおり企画書等を提出願います。

令和 4年11月21日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構

鹿児島医療センター 院長 田中 康博

1. 事業概要

(1) 事業名 設備維持管理及び時間外警備業務委託契約

(2) 運営内容

事業者は、当院が指定する病院建物の一部を無償で借り受け、当院と協議のうえ運営に必要な設備等を使用し、設備維持管理及び時間外警備業務全般にかかる業務を委託する。（詳細は仕様書等による）

(3) 目的（仕様書より）

1 独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター及び附属看護学校の建物の電気・防災設備をはじめ照明設備、空調設備、熱源機器、衛生設備・医療ガス設備その他付帯設備の適正な運転・監視・管理・修理を行い、建物全体における安全及び衛生的環境の確保と設備効率の維持向上を図る。

（なお、熱源機器、衛生設備・医療ガス設備その他付帯設備の適正な運転・監視・管理を行う）

2 独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター警備対象区域内を計画的に巡回するとともに、業務内容に関する連絡、通報等に対しては直ちに現場に赴き的確に対応することにより、火災、盗難及び不法行為を防止し、もって、財産の保護保全、職員・患者及びその他来客者の身体の安全を図る。

(4) 契約期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）

2. 参加資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【契約細則第5条】

経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

一 契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止法に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

四 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程

第63号)第2条各号に掲げる者

(2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

【契約細則第6条】

経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行なった者

(3) 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(4) (2)の期間その他必要事項は、別に定める。

(5) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

- ① 資格審査申請書または添付書類に虚偽の事実を記載した者。
- ② 経営の状況または信用度が極度に悪化しているもの。

(6) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」のA又はB、C等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(7) 契約細則第4条の規定に基づき経理責任者が定める資格を有する者であること。

(8) その他、詳細は説明書、仕様書、評価基準による。

3. 手続等

(1) 担当課

〒892-0853 鹿児島県鹿児島市城山町8番1号

独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター 事務部企画課契約係長

電話 099-223-1151

(2) 説明書の交付期間及び場所

交付期間 令和4年11月21日から令和4年12月20日まで

ただし、土・日、祝日は除く。

交付場所 上記(1)に同じ

(3) 公募説明会 令和4年12月2日 14時00分 院内会議室

(4) 必要書類の提出期限

見積書、企画提案書、その他必要書類は下記場所、期限までに提出すること。

提出期限 令和4年12月21日 17時00分 (郵送の場合は期限必着のこと)

提出場所 上記(1)に同じ

- (5) 見積書の開封日時及び場所
令和4年12月26日 10時00分 院内会議室

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書は、無効
(2) 契約書作成の要否 …… 要
(3) 企画書のヒアリング …… 必要に応じて実施
(4) 詳細は、説明書、仕様書、評価基準による